

開発手続区分一覧表

区域 用途・面積		都市計画区域外 (朝上・竹永・菰野・ 千種)	市街化区域 (菰野・千種)	市街化調整区 域 (菰野・千種・鵜 川原)
建築物・第1 種特定工作 物	500m ² 未満	不 要	不 要	都市計画法開 発許可または都 市計画法建築 許可の手続きが 必要
	500m ² 以上 1,000m ² 未満			
	1,000m ² 以上 3,000m ² 未満	町指導要綱による 手続きが必要	都市計画法開発許 可の手続きが必要	
	3,000m ² 以上 1ha 未満	宅地開発条例の手 続きが必要		
	1ha 以上	都市計画法開発許 可の手続きが必要		
第2種特定 工作物	1ha 以上	都市計画法開発許可の手続きが必要		

菰野町では 1,000 m²以上の開発行為は町指導要綱の対象となります。

3階建て及び 10m 以上の建築物について町指導要綱(中高層)の対象となります。